

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

株式会社ジーフェイス 行動計画

社員が個々の能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和のとれた雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年10月1日～令和10年9月30日までの5年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休暇等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など制度の周知や情報提供を年1回以上行う。

<取組内容>

- 令和 5年10月～ 法に基づく諸制度の調査をする
- 令和 5年10月～ 制度に関するパンフレットを社員に配布し、必要に応じて説明を行う（年1回以上）

目標2：引き続き中学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度の周知や利用促進を行う。

<取組内容>

- 令和 5年10月～ 制度内容等について社員に周知する
- 令和 5年10月～ 利用促進のため、面談等で利用の確認を行う
- 令和 5年10月～ 希望者は短時間勤務制度にて勤務を開始する

目標3：社員の年次有給休暇の年間平均取得率を80%以上とする。

<取組内容>

- 令和 5年10月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和 5年10月～ 業務の進捗状況を定期的に全員で共有し、年次有給休暇を取得しやすい環境をつくる